

議案第 19 号

関市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 21 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

農業集落排水処理施設における排水設備等の工事に関する規定等を整備するため、この条例を定めようとする。

## 関市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

関市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和58年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 関市農業集落排水処理施設条例

第1条を削る。

第2条中「市は、農業集落」を「農業集落」に、「農業集落排水事業によって施設」を「農業集落排水処理施設」に改め、同条を第1条とする。

第3条の見出し及び同条中「施設」を「農業集落排水処理施設」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭の雑排水 生活に起因する排水をいう。
- （2） 汚水 家庭の雑排水及びし尿をいう。
- （3） 施設 汚水を排除するために設けられる排水管、排水<sup>きよ</sup>渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続する処理施設及びこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体のうち、市が管理するものをいう。
- （4） 処理施設 施設のうち、汚水を最終的に処理して河川その他の公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- （5） 排水設備 汚水を施設に排除するために必要な排水管その他の設備で、使用者が設置し、管理するものをいう。
- （6） 排水設備等 排水設備及びこれを施設に接続するために必要な排水管その他の設備をいう。
- （7） 使用者 汚水を施設に排除してこれを使用する者をいう。

第4条を次のように改める。

（排水の制限）

第4条 施設は、汚水に限り処理することができる。

2 使用者は、生活環境及び施設に有害となる排水並びに雨水は、施設に排除してはならない。

第5条中「家庭排水等」を「汚水」に改める。

第6条の見出し中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条中「くみ取り便所」を「くみ取便所」に、「排水管、排水きよその他の排水設備」を「排水設備等」に、「連結される」を「接続される」に改める。

第7条を次のように改める。

(排水設備の接続方法)

第7条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 排水設備を取付管又は他の設備で汚水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備の設計、構造及び施工については、市長が別に定める排水設備工事施工基準（以下「施工基準」という。）によること。

第7条の次に次の8条を加える。

(排水設備等の新設等の申込み)

第7条の2 排水設備等の新設等を行おうとする者（以下「申込者」という。）

は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みについて必要があると認めるときは、利害関係人の同意書、承諾書等の提出を求めることができる。

(排水設備等の工事の施行)

第7条の3 排水設備等の新設等の工事は、関市下水道条例（昭和41年関市条例第21号。以下「下水道条例」という。）第7条に規定する指定工事店が施行する。

(排水設備等の工事の検査)

第7条の4 排水設備等の新設等を行った者は、工事完成の日から5日以内にその旨を市長に届け出て、市長の完成検査を受けなければならない。

(排水設備等の工事費の負担)

第7条の5 排水設備等の工事費は、申込者の負担とする。ただし、市長が特に

必要があると認めたものについては、市においてその工事費を負担することができる。

(排水設備の権利義務の承継)

第7条の6 排水設備の所有権を承継した者は、その権利及び義務を承継したものとみなす。

(排水設備の管理)

第7条の7 使用者、排水設備の所有者（以下「所有者」という。）、次条第1項の代理人又は同条第2項の管理人（以下これらを「使用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、排水設備を管理し、排水設備等に異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、必要な措置をするよう指示することができる。

3 前項に規定する措置の指示を受けた者は、当該措置に要する費用を負担しなければならない。

4 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者等の責任とする。

(代理人及び管理人)

第7条の8 所有者は、市長が必要と認めたときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人に選定し、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、同様とする。

2 所有者、代理人又は使用者は、排水設備等を共用するときは、この条例に定める事項を処理させるため、所有者、代理人又は使用者のうちから管理人を選定し、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。管理人に変更があったときも、同様とする。

3 市長は、代理人又は管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(届出)

第7条の9 使用者等は、排水設備の使用を開始し、又はやめるときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出

なければならない。

- (1) 所有者又は使用者に変更があったとき。
- (2) 使用料の算定の基礎となる事項に異動を生じたとき。

第8条第1項を次のように改める。

市は、施設の使用について、使用者等から使用料を徴収する。

第8条第2項を削り、同条第3項中「定例日現在により」を「隔月の定例日（使用料算定の基準日として市長が定めた日をいう。以下同じ。）に」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「徴収月」を「定例日の属する月の翌月」に改め、同項ただし書中「事由」を「理由」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「使用の休止又は廃止」を「使用をやめる旨」に改め、同項を同条第4項とする。

第9条の見出しを「(使用料の額及び算定方法)」に改め、同条第1項中「汚水の量」の次に「(以下「排除汚水量」という。)」を加え、同条第2項中「共同使用し」を「共用し」に、「使用者又は所有者の申請」を「所有者又は代理人の届出」に、「前項の表」を「同項の表」に改める。

第10条の見出し中「汚水排水量」を「排除汚水量」に改め、同条第1項中「汚水排水量」を「排除汚水量」に改め、同項第3号中「施設に排除する汚水量」を「排除汚水量」に、「勘案して」を「考慮して」に改め、同条第2項中「使用者」を「、使用者等」に改め、同条第3項中「使用者」を「使用者等」に、「亡失又はき損した」を「紛失し、又は損傷した」に改める。

第11条中「使用の開始、休止又は廃止をした」を「使用を開始し、又はやめる」に改める。

第13条中「使用者」を「使用者等」に改める。

第14条を次のように改める。

(排水設備の検査等)

第14条 市長は、必要と認めるときは、排水設備を検査し、その使用者等に必要措置をするよう指示することができる。

2 前項に規定する措置の指示を受けた者は、当該措置に要する費用を負担しなければならない。

本則に次の5条を加える。

(撤去又は改修)

第15条 市長は、承認を受けないで排水設備の工事を行った場合又は排水設備が施工基準に適合しない場合は、その使用者又は所有者に対して期限を付し、その撤去又は改修を命じることができる。

2 前項の期限までに撤去し、又は改修しないときは、市がこれを行い、その費用は措置を命じられた者の負担とする。

(下水道条例の例)

第16条 施設の占用に関する事項については、下水道条例の例による。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第18条 詐欺その他不正の行為により、第9条の使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料を科する。

(1) 第7条の2第1項の規定による承認を受けないで排水設備等の新設等を行った者

(2) 第7条の3の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者

(3) 排水設備等の新設等を行って第7条の4の規定による届出を同条に規定する期間内に行わなかった者

(4) 第7条の9の規定による届出を怠った者

(5) 詐欺その他不正の行為により、第9条の使用料の徴収を免れようとした者

(6) 第13条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(7) 第15条第1項の規定による命令に違反した者

(8) 第16条の規定によりその例によることとされる下水道条例第42条第2項に規定する指示に従わなかった者

## 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。